

東浦町立石浜保育園民営化・
認定こども園化 移管先法人選定 審査基準

2026（令和8）年8月
東浦町こども未来部子育て支援課

1. 審査の基本方針

本審査は、東浦町立石浜保育園の民営化・認定こども園化にあたり、在園児の教育・保育の継続性を最優先とし、保育の質、安全・安心な運営、保護者・地域・町との信頼関係を重視して、最も適格な移管先法人を選定することを目的とする。

審査は、東浦町立石浜保育園民営化事業者プロポーザル審査委員会において、第1次審査（書面審査）及び第2次審査（プロポーザル審査）により行う。

2. 審査の全体像

審査区分	審査内容	配点
資格審査	応募資格・欠格事項・提出書類の適合状況を確認	適合／不適合
第1次審査	参加申込書類に基づく書面審査	100点
第2次審査	事業計画書類及びプレゼンテーションに基づく審査	700点
総合計		800点

※資格審査で応募資格を満たさない場合、又は提出書類に重大な不備がある場合は、第1次・第2次審査の対象としない。

※総合計が満点（800点）の60%（480点）に満たない場合は失格とする。

3. 資格審査

次の各項目のすべてに適合する場合を「適合」とし、一つでも満たさない場合又は提出書類に重大な不備がある場合は「不適合」とし、第1次・第2次審査の対象としない。

確認項目	判定
東浦町立緒川新田保育園民営化移管先法人募集に併願していないこと （実質同一グループを含む）	適／不
社会福祉法人又は学校法人であること	適／不
2026年8月1日時点で愛知県に本部・支所等を有すること	適／不
一般競争入札の参加資格制限（地方自治法施行令第167条の4）に該当しないこと	適／不
暴力団等に該当しないこと	適／不
経営状況が不健全でないこと（取引停止処分等がない）	適／不
破産・会社更生・民事再生の手続開始の申立てがないこと	適／不
指名停止等の措置を受けていないこと	適／不
直近3年間に国税・地方税の滞納がないこと	適／不
5年以上の運営実績があり、直近の指導監査等で行政処分を受けていないこと（文書指摘は改善済み）	適／不
参加申込書類（様式3～7及び要項9（4）カからサまでの添付書類）が漏れなく提出されていること	適／不

4. 第1次審査基準

- ・第1次審査は、各審査委員が評価項目ごとに採点し、採点を行った委員の採点の平均値を各項目の得点とする。各項目の得点を合算した点数（100点満点）を第1次審査の得点とする。
- ・第1次審査の得点が100点満点中60点未満の応募者は、第2次審査に進むことができない。
- ・第1次審査の得点（100点満点）は、そのまま総合計（800点満点）に算入する。
- ・法人としての運営実績、財務・経理状況、組織体制等を審査する。

評価項目	評価の着眼点	配点
運営経験	認可保育所・認定こども園等の運営年数、施設数、定員規模の実績	16点
運営の安定性・継続性	安定的・継続的な運営体制、経営体制の健全性、代表者・役員の経歴	14点
特色ある保育の実績	特別支援保育、延長・一時保育、地域子育て支援等の実施実績	10点
財務の健全性	財務諸表（直近3年分）に基づく財務状況の健全性	16点
資金力	自己資金の状況、借入金及び返済計画の妥当性	14点
経理の適正性	財務・経理に関する監査指摘の有無及び改善状況	10点
法令遵守・監査対応	運営に関する監査指摘の有無及び改善状況、法令遵守体制	10点
情報開示姿勢	第三者評価の受審実績、運営・経営情報の開示姿勢	10点
合計		100点

5. 第2次審査基準

- ・第2次審査は、審査委員会の委員（7名）それぞれが、下表の配点に従って各評価項目を採点し、その合計（1委員あたり100点満点）を当該委員の得点とする。
 - ・各委員の採点（100点満点）を合計した点数（最大700点）を、第2次審査の得点とする。
 - ・委員の一部が欠席等により採点を行わなかった場合は、採点を行った委員の採点の平均値を1名あたりの得点とみなし、委員総数（7名）を乗じて700点満点に換算する。
- （第2次審査の得点＝採点委員の採点合計÷採点委員数×7）
- ・移管後の教育・保育の質、運営の具体性・実現性を、事業計画書類及びプレゼンテーション（質疑を含む）により審査する。

評価項目	評価の着眼点	配点
運営方針	町の基本方針（継続性・信頼関係・町の関与）との整合	7点
教育・保育目標・計画	教育・保育理念及び教育・保育目標の妥当性、教育・保育の一体的提供・受入れの考え方（想定定員の範囲内での安定的な受	5点

	入体制)、教育時間（共通時間）・長期休業期間及び預かり保育等の取扱い、現行水準の維持	
職員採用 ・確保計画	施設長・主任等の確保見込み、職員の雇用への配慮、採用計画の実現性	9 点
処遇・就労環境・人材育成	処遇及び就労環境の整備、研修体系、町が行う研修等への参加姿勢	7 点
保育の質の確保	既存の教育・保育内容の尊重、質の維持向上、過度に変わらない配慮	10 点
特別支援	特別な支援を要する児童の受入れ、保護者への支援・関係機関との連携	8 点
給食・食育	自園調理、アレルギー対応、食育の推進	5 点
保護者支援 ・連携	三者協議会、保護者説明、保護者負担の軽減、要望・苦情への対応	7 点
地域・機関連携	小学校・公的機関・地区自治会との連携、地域の子育て支援	6 点
危機管理 ・安全対策	事故防止、災害対応、指定避難所への協力、感染症対策、虐待防止、個人情報保護	6 点
業務の引継ぎ ・共同保育	共同保育の体制、派遣職員の配置、円滑な引継ぎ・移行計画	9 点
収支計画の 妥当性	収支計画の実現性、移管後の安定的な収支見通し	5 点
施設整備・修繕 の考え方	既存園舎の活用・維持管理、大規模改修・建替えに関する基本的な考え方、補助制度活用の考え方	8 点
独自提案・特色	民間法人ならではの創意工夫、教育・保育の質・水準の向上に向けた積極性	8 点
合計		100 点

6. 総合評価及び選定

区分	配点
第 1 次審査	100 点
第 2 次審査	700 点
総合計	800 点

- ・総合計が最も高い応募者を優先交渉権者として選定し、必要に応じて次点者を選定する。
- ・平均値の算出に当たっては小数点以下の数値を保持し、集計の途中では端数処理を行わない。可否の判定（第 1 次審査 60 点以上）及び順位の決定は、端数処理前の数値により行う。
- ・総合計が同点の場合は、次の順序により順位を決定する。
 - （1）「保育の質の確保」の得点が高い者を上位とする。

(2) なお、同点の場合は、「職員採用・確保計画」、「業務の引継ぎ・共同保育」の順に各項目の得点を比較し、得点が高い者を上位とする。

(3) 前各号によっても順位が定まらない場合は、審査委員長が決定する。

- ・総合計が満点（800 点）の 60％（480 点）に満たない場合は失格とする。
- ・選定結果については、選定した事業者の名称及び所在地を公表するほか、応募者名を伏せた審査結果一覧表を、町ホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

※審査結果一覧表、その他への得点の記載に当たっては、小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位まで表示する。